

各 位

会 社 名 株式会社ウェアハウス

代表取締役社長 清水 松生

(コード番号 4724 東証 1 部)

問 合 わ せ 先 取締役管理統括マネージャー 植田 季明

電 話 番 号 03-3860-7801 (代表)

E-mail:whk@warehouse.co.jp

<http://www.warehouse.co.jp/>

## 支配株主である株式会社ゲオホールディングスによる当社株券等に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 7 日開催の取締役会において、株式会社ゲオホールディングス（以下「公開買付者」）による当社普通株式（以下「対象株式」）及び当社新株予約権（平成 20 年 3 月 27 日開催の当社定時株主総会及び平成 20 年 4 月 7 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。以下「対象新株予約権」）（以下、対象株式と対象新株予約権をあわせて「対象株式等」）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）について、下記のとおり賛同するとともに、対象株式に関して株主の皆様に応募を推奨する旨、及び対象新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社とすることを企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われました。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

(1)	商号	株式会社ゲオホールディングス	
(2)	事業内容	グループ会社の経営企画・管理、ならびに子会社の管理業務受託	
(3)	設立年月日	平成元年 1 月 10 日	
(4)	本店所在地	愛知県春日井市如意申町五丁目 11 番地の 3	
(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 遠藤 結蔵	
(6)	資本金	86 億 3 百万円	
(7)	大株主及び持株比率 (平成 24 年 9 月 30 日現在)	株式会社城蔵屋	22.11%
		遠藤 結蔵	4.59%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.14%
		インターナショナルレジャー C P 株式会社	3.64%
		株式会社藤田商店	3.64%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.44%
		常興薬品株式会社	3.27%
		遠藤 素子	2.63%
		メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー ー イッツ クライアント メロン オムニバス ユー エス ペンション 常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部	2.51%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.48%

(8)	当社と公開買付者の関係等	資本関係	本日現在、公開買付者は当社の発行済株式総数（10,728,000株）の60.22%（6,460,200株）を所有しております。
		人的関係	当社の代表取締役である清水松生は、公開買付者の取締役及び公開買付者の子会社2社の取締役を兼務しております。 当社の取締役である今井則幸は、公開買付者の完全子会社の取締役を兼務しております。 当社の取締役である吉川恭史は、公開買付者の取締役及び公開買付者の完全子会社6社の取締役を兼務しております。 当社の取締役である光安浩二は、公開買付者の子会社の代表取締役を兼務しております。 当社の従業員2名が公開買付者へ出向しており、公開買付者の従業員2名が当社へ出向しております。
		取引関係	当社は、公開買付者との間で経営指導に関する契約を締結し、公開買付者から経営指導を受けています。 当社は公開買付者の完全子会社である株式会社ゲオとの間で経営管理・業務支援契約を締結して経営管理・情報管理の支援を受けるとともに、商標等の使用承諾・商品仕入れ等にかかる契約を締結して取引を行っております。
		関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、本公開買付けは、当社企業価値を向上させるものであり、また、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断しています。よって、当社は、本公開買付けを株主共同の利益に資するものであると判断し、平成25年2月7日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象株式に関しては当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨する旨、及び対象新株予約権に関しては本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました（以下「本件決議」）。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

現在、公開買付者は、当社の普通株式を6,460,200株（現在の当社の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「株式所有割合」）にして60.22%）を所有（注1）しております。公開買付者は、今後、当社を含む公開買付者グループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、店舗運営面を中心に、当社との情報共有を一層強化し、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行いうる体制を整え、当社と公開買付者が一体となって、柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが不可欠であると考え、これを実現する目的で、現在における当社の株主に対してその保有する対象株式等の全部（公開買付者が既に保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式は除きます）を取得するため、本公開買付けを実施いたします。公開買付者は、本公開買付けの目的に鑑み、買付予定の対象株式等の数について上限及び下限を設けておらず、応募された対象株式等の全てを買付けます。

公開買付者は、本公開買付けにより対象株式（公開買付者が既に保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式は除きます）の全てを取得できなかったときは、後に詳しく述べるとおり、本公開買

付けの成立後に、当社の発行済株式（当社が保有する自己株式は除きます）の全てを取得し、もって当社を公開買付けの完全子会社とするための一連の手続（以下「完全子会社化手続」）を実施します。よって、本公開買付けが成立した後、もしくは完全子会社化手続を実施した後、当社は上場廃止となる予定です。ただし、上記の手続きの実施については、本公開買付けにおいて 163,100 株（注 2）以上の応募があり、本公開買付け後の公開買付けの当社株式に係る株券等所有割合が 66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを実施の条件とします。

その他、本公開買付けの概要につきましては、公開買付けが本日公表した添付資料（「株式会社ウェアハウス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照下さい。

本公開買付けにおける対象株式 1 株あたりの買付価格（以下「本公開買付価格」）は 300 円、対象新株予約権 1 個あたりの買付価格は 1 円です。

（注 1）公開買付けの当社株式に対する議決権ベースでの所有割合は、当社が平成 24 年 11 月 8 日に提出した第 34 期第 2 四半期報告書に記載された総株主の議決権の数 99,218 個に、当社の上記四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の単元未満株式数（1,200 株）から、当社の上記第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の当社が所有する単元未満自己株式数（56 株）を控除した 1,144 株に係る議決権の数（11 個）及び当社が平成 24 年 6 月 28 日に提出した第 33 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 5 月 31 日現在の対象新株予約権（180 個）の目的となる当社株式の数（18,000 株）から公開買付けが当社より平成 24 年 12 月 28 日に報告をした平成 24 年 5 月 31 日以降平成 24 年 12 月 28 日までに減少した対象新株予約権 60 個の目的となる当社株式の数（6,000 株）を控除した数（12,000 株）に係る議決権の数（120 個）を加算した議決権の数 99,349 個を分母として計算した場合、65.03% となります。

（注 2）上記（注 1）に記載された議決権の数 99,349 個の 2/3 超となる議決権（66,233 個）に相当する株式数（6,623,300 株）から本書提出日現在、公開買付けが所有する当社株式（6,460,200 株）を控除した数である 163,100 株

## ② 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

### （i）本公開買付けによる当社の企業価値向上

当社は、本公開買付けが当社の企業価値向上のために不可欠であると考え、これを本件決議の理由の一つといたしました。

当社は、「ウェアハウスに行けば、何か楽しいことに出会える」をコンセプトに、DVD・CD等のレンタル、ゲーム、ビリヤード、カラオケ等の余暇（レジャー）関連サービスの提供を行ってまいりました。

一方、公開買付けを含むゲオグループは、ポケットマネーで楽しめるレジャーを、リーズナブルな価格でお客様に提供するという経営方針のもと、マルチパッケージ（DVD・CD・ゲームソフト・書籍等の商品群）を、マルチサプライ（レンタル・リユース販売・新品販売）にて提供する「ゲオショップ」に加え、総合リユースショップの「セカンドストリート」、衣料・服飾雑貨専門のリユースショップの「ジャンブルストア」の運営を軸とし、その他ゲームセンター等の娯楽施設の運営等、さまざまな楽しさを提供するサービスを全国に展開しております。

当社は、平成 16 年 11 月に公開買付けと包括的な業務・資本提携を行い、平成 22 年 7 月からは公開買付けの連結子会社となってゲオグループの一員となり、公開買付けの子会社との間で商標使用許諾や商品仕入等の取引を継続的に行うことで、提携関係を深めてまいりました。

当社と公開買付けは、提携関係を深めることにより次のようなシナジー効果による双方の企業価値向上を期待しており、実際に一定程度そのような効果が得られたと考えております。

#### （a）メディア事業

メディア事業においては、当社が公開買付けのもつ経営基盤を活用することにより、商品購入コストの削減、運営効率の改善を図るとともに、公開買付けのもつ中古売買のノウハウを導入することで、今後の売り上げ拡大を図ることができる。また、公開買付けにおいては、同社の知名度が低い関東圏において、関東圏に店舗網を有する当社と提携することで、関東圏でも地位を確立し更なる市場シェアの獲得を図ることができる。

#### （b）アミューズメント事業

当社は、関東地区においてアミューズメント施設「ウェアハウス」を 10 店舗運営し、公開買付け者のグループ会社である株式会社ゲオディノスは北海道地区を中心にアミューズメント施設「ゲ

オディノス」を21店舗運営しております（平成24年11月現在）。グループ化により施設の総数が増し、もって不採算店舗の閉鎖が容易になるとともに、異なるノウハウをもつ両施設の長所をシェアすることにより運営経費の見直しを行い、経営体質の改善を図ることができる。

(c) 全般的な経営体質の強化

当社が完全子会社となることにより、当社の全般的な調達コスト及び流通コストの削減を図ることができる。

一方で、昨今の経済状況は依然として消費者の生活防衛意識の高まりや節約志向が続いており、特に当社のようなレジャー産業に対する消費を取り巻く環境は厳しさが増しております。当社は、このような環境下においても当社の企業価値を高めるべく、公開買付者及びそのグループ会社（当社を除く。以下同様。）とのより効果的な連携について、平成24年12月頃から公開買付者と協議・検討を開始しました。その結果、当社を含む公開買付者グループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、店舗運営面を中心に、当社との情報共有を一層強化し、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行いうる体制を整え、当社と公開買付者が一体となって、柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが不可欠であるとの認識に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような戦略を迅速に意思決定して実施していくためには当社と公開買付者の関係を現在の連結親子会社関係からさらに一歩進め、当社が公開買付者の完全子会社となる必要があるとの結論に達しました。

また、当社が公開買付者の完全子会社となり、より一層の緊密な関係を構築することで、人材の再配置や業務の分担をグループ全体で考慮できることによる人材効率化に加え、適正な資金配分によるグループ全体での有利子負債の圧縮による費用負担の軽減が見込まれます。更には、当社を含む公開買付者グループの事業セグメントの見直しによる、機動的な再編も選択肢に加えることとなるものと考えます。

以上のとおり、当社は本公開買付けが当社の企業価値向上のために不可欠であると判断いたしました。

(ii) 買付価格の妥当性について

当社は、本公開買付価格及びその決定過程が妥当であると考え、これらを本件決議の理由の一つといたしました。

(a) 算定の経緯

本件決議を行うにあたっては、本公開買付価格が少数株主を含む全ての株主共同の利益に資するものであることが前提となります。当社の取締役6名全員はかかる前提を理解し、各自が善管注意義務を履行する意思を有しております。しかし、現在当社の取締役6名のうち清水松生（㈱ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史（㈱ゲオホールディングス取締役兼務）、光安浩二（㈱ゲオディノス代表取締役兼務）、今井則幸（㈱ゲオ取締役兼務）の4名（以下「兼務役員」）は公開買付者ないしそのグループ会社の役員を兼務しているところ、買付価格が下がることにより経済的利益を得ることになる公開買付者及びそのグループ会社と、公開買付者以外の当社の株主との間には、潜在的な利益相反関係が存在します。そのため、公開買付者から打診のあった本公開買付価格の当社における社内検討及び公開買付者との交渉は、少数株主を含めた株主共同の利益を確保すべく、4名の兼務役員の関与を排除し、兼務役員でない当社取締役石田満と植田季明の2名が、リーガルアドバイザーである森の風法律事務所の弁護士及び当社社外監査役である税理士の市川彰弘及び公認会計士の坂巻靖哲からの助言を得ながら全てを行いました。両取締役は、本公開買付け後の地位保証について公開買付者と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して公開買付者から利益供与を受けたこともありません。石田・植田の両取締役はそれぞれ当社の株式を20,620株（所有割合：0.19%）、33,800株（所有割合：0.32%）所有する少数株主（所有株式数の合計：54,420株、所有割合：0.51%）でもあり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う者として妥当であると考えております。

また、当社は、虎ノ門有限責任監査法人から平成25年2月6日付で株式価値算定書を取得しました（なお、当社は、虎ノ門有限責任監査法人からは本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネ

ス・オピニオン)を取得しておりません)。虎ノ門有限責任監査法人による株式価値算定書の内容は次項で詳細を記載いたしますが、かかる算定価格に照らしても本公開買付価格は株主共同の利益に資するものであると考えられます。

さらに、当社は、当社の社外監査役2名(税理士の市川彰弘と公認会計士の坂巻靖哲)より、本公開買付価格は少数株主にとって不利益なものでない旨の内容を含む意見書を平成25年2月6日付で受領いたしました。

#### (b)算定の基礎

虎ノ門有限責任監査法人は当社の株式価値を算定するに際して、当社が提出した事業計画に基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて分析を行いました。市場株価法では、算定基準日を平成25年2月6日、算定期間を平成24年8月7日から平成25年2月6日までの6ヶ月間とし、過去1ヶ月(終値単純平均221円、出来高加重平均220円。小数点以下を四捨五入)、3ヶ月(終値単純平均213円、出来高加重平均213円。小数点以下を四捨五入)、6ヶ月(終値単純平均218円、出来高加重平均217円。小数点以下を四捨五入)の当社株式の市場株価の終値単純平均値及び日々の出来高加重平均値の平均値の最大及び最小をレンジとして採用して算定されています。DCF法では、エクイティ・キャッシュ・フロー法(株主に帰属するキャッシュ・フローを適正な資本コストで割引評価する方法)により、当社の平成25年3月期から平成30年3月期までの事業計画及びその関連データを基礎として、同計画最終年度の水準が継続するものと仮定してキャッシュ・フローを算定し当社株式価値が算定されています。なお、同事業計画には大幅な増減収及び増減益が見込まれる年は含まれておりません。その結果、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されています。

また、本買付価格である1株当たり300円は、平成25年2月6日の東京証券取引所における当社株式の終値220円に対して36.36%(小数点以下第三位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年1月7日から平成25年2月6日まで)の終値の単純平均値221円(小数点以下四捨五入)に対して35.75%(小数点以下第三位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成24年11月7日から平成25年2月6日まで)の終値の単純平均値213円(小数点以下四捨五入)に対して40.85%(小数点以下第三位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成24年8月7日から平成25年2月6日まで)の終値の単純平均値218円(小数点以下四捨五入)に対して37.61%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、虎ノ門有限責任監査法人による株価算定手法に関して、当社の社外監査役2名より、当社が事業継続を前提とする上場会社であることを踏まえれば、当社の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である旨の意見書を取得しております。

また、当社は平成24年10月25日付で「第2四半期業績予想と実績との差異、通期業績予想の修正並びに特別損失計上に関するお知らせ」を公表し、当社業績予想の下方修正を開示しております(以下「本下方修正開示」)。当社が本公開買付価格の妥当性を判断するにあたっては、かかる下方修正開示の影響により本公開買付価格が不当に安価となることのないよう、当社の非兼務取締役2名(石田、植田)が慎重に協議いたしました。その結果、本下方修正開示は法令に従った適切なものであり、これが本公開買付価格に不当な影響を及ぼした事実も認められないため、本下方修正開示を踏まえても本公開買付価格は妥当であるとの結論に至りました。また、当社は、当社の社外監査役2名から、本下方修正開示はその時期・内容ともに法令に従った適切なものであり、本下方修正開示は帳簿上過大に評価されていた当社の企業価値を現実の企業価値に引き直した結果によるものであるため、本下方修正開示を織り込んだ後の株価こそが適性株価である旨、本下方修正開示前後の当社の株価を分析した結果、本下方修正開示による当社の株価下落インパクトは本公開買付開始までに十分な時間があることから市場において本下方修正開示を踏まえた当社株式の取引が形成されており、本下方修正開示が本公開買付価格に不当な影響を与えたことは認められない旨、及び、本下方修正開示を踏まえても本公開買付価格の金額及び決定過程は少数株主にとって不利益なものでなく、当社が本公開買付けに賛同し、対象株式に関しては当社の株主に本公開買付けに応募することを推奨し、対象新株予約権に関しては本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは、少数株主にとって不利益なものでない旨の内容を含む意見書を受領しております。

一方、対象新株予約権は、当社の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、対象新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において当社の従業員であることを要する（ただし、当社の従業員の地位を喪失した後、当社並びに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、ないし従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また対象新株予約権を譲渡するには当社の取締役会の承認を要するものとされています。従って、公開買付者が対象新株予約権を取得したとしてもこれを行行使できないと解されることから、公開買付者は対象新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。当社は、かかる経緯を踏まえれば、かかる買付価格は妥当であると考えております。なお、当社は、本公開買付けにおける対象新株予約権の買付け等の価格について、第三者算定機関の算定書は取得していません。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格は株主共同の利益に資するものと判断いたしました。

#### (c)算定機関との関係

当社の算定機関である虎ノ門有限責任監査法人は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、公開買付者の算定機関であるみずほ証券株式会社は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### ③ 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所に上場されていますが、公開買付者が本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募があり、本公開買付け後の公開買付者の当社株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを条件として完全子会社化手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、完全子会社化手続が実施される場合、当社の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社株式の上場申請は行われず予定です。なお、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募がなく、本公開買付け後の公開買付者の当社株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）に満たない場合には、後記「④いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の各手続は実行されず、当社株式の上場は維持される予定です。

本公開買付け及びその後の完全子会社化手続の実施による当社の株式の上場廃止により上述の影響が見込まれますが、その目的は、前記「2（2）② 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおりであり、その目的を達成するためにこれらの手続が必要であると考えており、少数株主の利益は「2（2）⑤ 公正性を担保するための措置」及び「2（2）⑥ 利益相反を回避するための措置」に記載の措置により図られていると考えております。また、かかる考えに基づき、当社の株式の取引機会を確保するための代替措置は検討していません。

#### ④ いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社を完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の完全子会社化手続により、当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式は除きます）を取得する予定です。本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式は除きます）を取得することを企図しております。ただし、上記の手続きの実施については、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募があり、本公開買付け後の公開買付者の当社株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを実施の条件とします。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する

事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て(当社が所有する自己株式は除きます)の取得と引き換えに別の種類の当社の株式を交付すること、上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」)及び本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」)の開催を、当社に対して要請する予定です。また、公開買付者は、上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式(当社が所有する自己株式は除きます)は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます)に相当する当該当社の別の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別の種類の株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一の価格となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別の種類の株式の内容及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が所有する自己株式は除きます)を所有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の当社の株主に対し交付する数が1株に満たない端数となるよう決定される予定であります。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、上記③の本臨時株主総会決議に基づいて全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施までに時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が所有する自己株式は除きます)を所有することを予定しております。この場合における当該当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格となるよう算定される予定です。

以上に述べた完全子会社化手続の実施の詳細及び時期については、現時点では未定であり、決定次第、速やかに公表する予定ですが、上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催については、遅くとも平成25年5月下旬頃までを目処に開催する予定です。

なお、対象新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社は、対象新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う予定です。

## ⑤ 公正性を担保するための措置

### (i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法によって当社の株式価値の算定を行い、公開買付者はみずほ証券から平成25年2月4日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。当該各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	213円から221円
D C F 法	256円から361円
類似会社比較法	284円から389円

市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社株式の基準日の終値（221円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（221円。小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（213円。小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（218円。小数点以下を四捨五入）を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと算定したとのことです。

D C F 法では、当社の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の当社の将来の収益予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと算定したとのことです。なお、D C F 法の算定の基礎とした当社の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでいないとのことです。

類似会社比較法では、当社と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと算定したとのことです。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付け価格について検討し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付け価格を1株当たり300円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の当社株式の東京証券取引所市場における終値（220円）に対して36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（221円。小数点以下を四捨五入。終値単純平均の算出において、以下同じとします。）に対して35.75%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年11月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（213円）に対して40.85%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成24年8月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（218円）に対して37.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

一方、対象新株予約権は、当社の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、対象新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、当社の従業員であることを要する（ただし、当社の従業員の地位を喪失した後、当社並びに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、ないし従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また対象新株予約権を譲渡するには当社の取締役会の承認を要するものとされています。従って、本公開買付けにより公開買付者が対象新株予約権を買い付けたとしてもこれを行使できないと解されることから、対象新株予約権の買付け価格を1個当たり1円と決定したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける対象新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

他方、当社は、公開買付者から提示された本公開買付け価格を検討し、本公開買付け価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として虎ノ門有限責任監査法人に当社の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月6日付で株式価値算定書を取得しました。なお、虎ノ門有限責任監査法人は当社の株式価値を算定するに際して、当社が提出した事業計画に基づき、市場株価法及びD C F 法の各手法を用いて分析を行い、市場株価法では213円から221円、D C F 法では287円から306円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されており、（また、当社は、虎ノ門有限責任監査法人からは本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

#### （ii）独立した法律事務所からの助言

本公開買付けにおきましては、親会社が公開買付者であること、取締役会に公開買付者及びそのグループ会社の役員を兼務している者が含まれることに鑑み、当社取締役会には本公開買付けに関する意見



表明にかかる意思決定過程における利益相反を回避し、恣意的な判断がなされないようにするとともに、買付条件及び手続の公正性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て当該意見を決定することが望ましいと判断しました。

そのため、当社は、森の風法律事務所の弁護士を法務アドバイザーとして選任し、同弁護士から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法及びその他の法的留意点に関して法的助言を得ております。

(iii) 第三者からの買い付けの機会の確保

公開買付期間に関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます）に定められた最短期間は 20 営業日であるところ、公開買付者は本公開買付けにおける公開買付期間を 30 営業日という比較的長期間に設定することで、公開買付者以外の者に対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の妥当性を担保しております。さらに、当社が買収防衛策を導入していないこと、及び当社と公開買付者の間で対抗的買収者との接触を禁止する等の取引保護条項を締結していないことにより、かかる価格担保手段の実効性は担保されております。

(iv) 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、①本件決議がなされた取締役会に当社の監査役 3 名が全員出席して本件決議に異議がない旨の意見を述べたこと、②森の風法律事務所の弁護士より本件決議に至る手続が妥当である旨の意見書（平成 25 年 2 月 6 日付）を受領したこと、③当社の社外監査役 2 名より、 i) 本公開買付価格が少数株主保護の観点からみても妥当である旨、及び ii) 当社が本公開買付けに賛同し、対象株式に関して当社の株主に本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び対象新株予約権に関しては本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書（平成 25 年 2 月 6 日付）を受領しており、本件決議の公正性は担保されていると考えております。

また、本公開買付けにおいては、公開買付けに続いて完全子会社化手続及び上場廃止が予定されております。このような場合、公開買付け後に著しく流動性が低下する可能性のある当社株式を継続保有することに対する不安感や、完全子会社化手続において公開買付けよりも著しく不利な条件で株式を取得されるのではないかという不安感から、株主の皆様が公開買付けへの応募を心理的に強制してしまうおそれがあります。かかる事態を回避すべく、当社は平成 25 年 5 月下旬ころまでに完全子会社化手続を開始するための株主総会を開催する予定であるとして期間を明示するとともに、本公開買付けと同等の対価をもって完全子会社化手続を行う予定であります。したがって、当社は、本公開買付けにおいては、株主の皆様が不当な心理的圧力を受けることなく応募するか否かを判断することができると考えております。

⑥ 利益相反を回避するための措置

現在当社の取締役 6 名のうち 4 名は公開買付者ないしそのグループ会社の役員を兼務しているところ、利益相反を回避すべく、公開買付者から打診のあった本公開買付価格に関する当社社内検討及び公開買付者との交渉は、4 名の兼務役員の間接を排除し、兼務役員でない当社取締役 2 名が、リーガルアドバイザーである森の風法律事務所の弁護士及び当社社外監査役である公認会計士及び税理士からの助言を得ながら全てを行いました。両取締役は、本公開買付け後の地位保証について公開買付者と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して公開買付者から利益供与を受けたこともありません。なお、石田・植田の両取締役はそれぞれ当社の株式を 20,620 株、33,800 株所有する少数株主であり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う人選として妥当であると考えております。

また、本件決議を行うにあたっては、利益相反のある兼務役員 4 名は審議・決議に加わっておらず、審議・決議に参加した非兼務取締役 2 名（石田・植田）は両名とも本件決議に賛成しております。なお、利益相反のない非兼務取締役 2 名が本件公開買付けに対する当社の意見について審議し本件決議を行った取締役会には、当社の監査役 3 名も出席して本件決議に異議がない旨の意見を述べております。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。
4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。
8. 今後の見通し
  - ① 本公開買付け後の方針等  
本公開買付け後の方針等については、「2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(2) 意見の根拠及び理由」の「③上場廃止となる見込み及びその事由」、及び同「④いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。
  - ② 今後の業績への見通し  
本公開買付けが業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

## 9. その他

### ① 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は当社の支配株主であり、本件は支配株主との取引等に該当します。当社は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」を定め、平成 25 年 1 月 30 日に開示したコーポレートガバナンス報告書でこれを開示しております。かかる指針の内容は次のとおりです。

当社は株式会社ゲオホールディングス（東証名証 1 部：2681）の連結対象子会社であり、同社は当社の親会社です。当社における親会社及び親会社グループとの取引条件は、他の取引先との取引と同じく、契約条件や市場などを参考にしながら合理的に決定し、特別な取引条件は設定いたしません。また、当社と親会社の間には役員の兼務や従業員の出向等が行われておりますが、当社の事業運営上の意思決定は、親会社からの独立性を確保して、当社並びに全ての株主にとって最善の利益となるように当社独自で行います。

本件決議においては、前記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠、及び理由」「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」、同「⑤公正性を担保するための措置」、及び同「⑥利益相反を回避するための措置」に記載したとおり、本公開買付け価格の妥当性を検証し、手続のその公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じておりますので、当社における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合していると考えております。

### ② 株主優待の廃止について

本公開買付けにおいては、いわゆる二段階買収が予定されているため、本公開買付けに応じた株主と、本公開買付けに応じずに本公開買付け後に予定されている完全子会社化手続まで株主たる地位を維持する株主とに分かれることが想定されております。本公開買付けに応じるか否かによって、当社の株主優待制度に関する取扱いに差異が生じないようにするため、当社は、平成 25 年 2 月 7 日付の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として株主優待制度を廃止する旨を決議し、同日付で「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表いたしました。

③ 当社が当社社外監査役（市川彰弘、坂巻靖哲）より取得した意見書の概要

前述のとおり、当社は平成25年2月6日付で当社社外監査役2名から本公開買付けに関する意見書を取得しました。かかる意見書の概要は次のとおりです。すなわち、①本公開買付価格の交渉経緯について、兼務取締役を排除して公正性が担保された非兼務取締役2名（石田、植田）が交渉・検討を行ったことは妥当である、②虎ノ門有限責任監査法人による株価算定手法について、当社が事業継続を前提とする上場会社であるという当社の特性を勘案すれば、当社の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である、③本下方修正開示について、本下方修正開示はその時期・内容ともに法令に従った適切なものであり、本下方修正開示は帳簿上過大に評価されていた当社の企業価値を現実の企業価値に引き直した結果によるものであるため、本下方修正開示を織り込んだ後の株価こそが適性株価であり、さらに、本下方修正開示前後の当社の株価を分析した結果、本下方修正開示による当社の株価下落インパクトは本公開買付開始までに十分な時間があることから市場において本下方修正開示を踏まえた当社株式の取引が形成されており、本下方修正開示が本公開買付価格に不当な影響を与えたことは認められない、④本公開買付価格の妥当性担保に関して、比較的長期間の公開買付期間、当社の買収防衛策の不導入、当社と対抗的買収者との接触を禁じる等の取引保護条項の不存在を考慮すれば、本公開買付けは対抗的買収者の出現余地を残しており本公開買付価格の妥当性は担保されている、⑤利益相反の排除について、早期から独立弁護士からのリーガルアドバイスを得て最終的には同弁護士から手続の妥当性に関する意見書を取得し、本件決議を行った取締役会からは特別利害関係人が排除され、完全子会社化手続を実施する予定時期及びその対価が本公開買付価格と同等となる予定であることを明示することにより、少数株主に対する強圧性の問題も解決できている、そして結論として、⑥本公開買付価格は、その金額および決定過程のいずれも、少数株主にとって不利益なものではなく、本件決議の内容も少数株主にとって不利益なものでない、とする内容の意見書です。

なお、当社が完全子会社化手続を行う場合には、上記社外監査役2名から完全子会社化手続の妥当性に関する意見書を別途取得する予定であります。

以上

（添付資料）

平成25年2月7日付「株式会社ウェアハウス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」



平成 25 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ゲオホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 遠藤 結蔵  
(コード番号：2681 東証・名証 第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 吉川 恭史  
(TEL 0568-33-4388)

## 株式会社ウェアハウス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ゲオホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 2 月 7 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社ウェアハウス（コード番号：4724、東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」において定義されます。以下同じとします。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を 6,460,200 株（対象者が平成 24 年 11 月 8 日に提出した第 34 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（10,728,000 株）に対する割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：60.22%）を所有（注 1）し、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成 25 年 2 月 7 日開催の当社取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者株式（当社が既に所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けにおいて、当社が対象者株式（当社が既に所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社は、対象者に対して後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された一連の手続の実行を要請し、当社は、対象者が所有する自己株式以外の対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しています。当該手続が実行された場合には、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。ただし、上記の手続きの実施については、本公開買付けにおいて 163,100 株（注 2）以上の応募があり、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が 66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを実施の条件とします。

なお、対象者が平成 25 年 2 月 7 日に公表した「支配株主である株式会社ゲオホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 25 年 2 月 7 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けは、①対象者企業価値を向上させるものであること、②公正な手続を通じて対象者の株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、③本公開買付けにおける対象者株式の買付け価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及びその決定過程が妥当であることから判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格は 1 円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否か

について新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役2名）の全員一致で決議したとのことです。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員（3名）が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者公表の平成25年2月7日付「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、本公開買付けにおいては、いわゆる二段階買収が予定されているため、本公開買付けに応じた株主と、本公開買付けに応じずに本公開買付け後に予定されている完全子会社化手続まで株主たる地位を維持する株主とに分かれることが想定されており、本公開買付けに応じるか否かによって、対象者の株主優待制度に関する取扱いに不公平が生じることのないよう、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、株主優待制度を廃止する旨を決議したとのことです。

（注1）当社の対象者株式に対する議決権ベースでの所有割合は、対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数99,218個に、対象者の上記四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の単元未満株式数（1,200株）から、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が所有する単元未満自己株式数（56株）を控除した1,144株に係る議決権の数（11個）及び対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（180個）の目的となる対象者株式の数（18,000株）から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数（6,000株）を控除した数（12,000株）に係る議決権の数（120個）を加算した議決権の数99,349個を分母として計算した場合、65.03%となります。

（注2）上記（注1）に記載された議決権の数99,349個の2/3超となる議決権（66,233個）に相当する株式数（6,623,300株）から本書提出日現在、当社が所有する対象者株式（6,460,200株）を控除した数である163,100株

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、ポケットマネーで楽しめるレジャーを、リーズナブルな価格でお客様に提供するという経営方針のもと、マルチパッケージ（DVD・CD・ゲームソフト・書籍などの商品群）をマルチサブライ（レンタル・リユース販売・新品販売）にて提供する「ゲオショップ」に加え、総合リユースショップの「セカンドストリート」、衣料・服飾雑貨専門のリユースショップの「ジャンブルストア」の運営を主軸とし、その他ゲームセンター等の娯楽施設の運営等、さまざまな楽しさを提供するサービスを全国に展開しております。

一方、対象者におきましては、「ウェアハウスに行けば、何か楽しいことに出会える」をコンセプトに、DVD・CD等のレンタル、ゲーム、ビリヤード、カラオケなどの余暇関連サービスの提供を行っております。

当社と対象者の関係につきましては、平成16年11月に包括的な業務・資本提携を行い、その後、対象者との更なる連携のため対象者を連結子会社とすることを目的として当社が平成22年5月に対象者株式に対して行った公開買付け（平成22年5月14日に公表したもので、以下「平成22年公開買付け」といいます。）により、当社の対象者株式所有割合は60.22%（平成22年公開買付けの決済の開始日である平成22年7月2日現在）となり、対象者は当社の連結子会社となり現在に至っております。

一方で、昨今の経済状況につきましては、依然として消費者の生活防衛意識の高まりや節約志向は続いており、消費を取り巻く環境は厳しさが増しております。さらに、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小等の環境変化から、主要客層の獲得のため、消費者の新たなニーズへの対応が必要となっております。

このような状況の中、今後、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要である状況となりました。当社は、当社グループが提供する商品やサービス、店舗網を活かし、消費者のニーズを捉えた営業施策を実施していくことが最重要課題であるとの認識のもと、対象者との統合の必要性について検証を重ねました。そして、当社と対象者が統合した場合には、当社グループの店舗網がこれまで中部地方を中心とした展開となっており、関東地方における基盤が比較的手薄であったところ、従来から関東地方において一定の店舗網を構築してきた対象者との協業を図れることにつながり、相互に地理

的補完ができるようになり、両者の知名度向上に寄与するメリットが大きいとの考えを持つに至り、平成24年12月頃から本公開買付けについて対象者と協議・検討を開始しました。その結果、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、店舗運営面を中心に、対象者との情報共有を一層強化し、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行える体制を整え、当社と対象者が一体となって、柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが不可欠であるとの認識に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような戦略を迅速に意思決定して実施していくためには、当社が対象者の全株式を取得する方法により、対象者を当社の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に達しました。

また、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な関係を構築することで、人材の再配置や業務の分担をグループ全体で考慮できることによる人材効率化に加え、適正な資金配分によるグループ全体での有利子負債の圧縮による費用負担の軽減が見込まれます。更には、当社グループの事業セグメントの見直しによる、機動的な再編も選択肢に加えることとなるものと考えます。

以上を踏まえ、本公開買付けを実施することが当社グループの収益力強化に繋がるとの結論に至り、最終的に平成25年2月7日開催の当社取締役会において対象者を完全子会社化することを目的とする本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、本公開買付け後において、対象者の役員構成は現状を維持し、当社から役員の追加派遣は予定しておりません。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者が当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月4日付けでみずほ証券から株式価値算定書を受領しました。当社は、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーの選定にあたっては、当該業務取扱実績も勘案して決定しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法の各手法によって対象者の株式価値の算定を行いました。当該各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	213円から221円
DCF法	256円から361円
類似会社比較法	284円から389円

市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者株式の基準日の終値（221円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（221円。小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（213円。小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（218円。小数点以下を四捨五入）を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでおりません。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと分析しております。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付け価格について検討し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付け価格を1株当たり300円と決定いたしました。なお、平成22年公開買付けにおける公開買付け価格(410円、(以下「平成22年公開買付け価格」といいます。))と本公開買付け価格(300円)との差額(110円)につきましては、対象者株式の東京証券取引所市場における株価水準が変動したこと(平成22年公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値が327円であったところ、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値は220円)に加えて、公開買付けに対するプレミアム水準(平成22年公開買付け価格(410円)の当該公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値327円に対するプレミアムが25.38%(小数点以下第三位を四捨五入)であったところ、本公開買付け価格(300円)の当該公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値220円に対するプレミアムは36.36%(小数点以下第三位を四捨五入))に相違があること、また、みずほ証券から本公開買付けにおいて取得した対象者株式に関する株式価値算定書を反映したことにより生じたものとなります。

なお、本公開買付け価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値(220円)に対して36.36%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成25年1月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(221円。小数点以下を四捨五入。終値単純平均の算出において、以下同じとします。)に対して35.75%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年11月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(213円)に対して40.85%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成24年8月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(218円)に対して37.61%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、対象者の従業員であることを要する(ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。)とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付け価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。

## ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である虎ノ門有限責任監査法人(以下「虎ノ門監査法人」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月6日付で虎ノ門監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです(なお、対象者は、虎ノ門監査法人からは本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです)。なお、虎ノ門監査法人は、対象者が提出した事業計画に基づき、市場株価法、DCF法の各種法を用いて分析を行い、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値算定として示されているとのことです。

市場株価法では、算定基準日を平成25年2月6日、算定期間を平成24年8月7日から平成25年2月6日までの6ヶ月間とし、過去1ヶ月(終値単純平均221円、出来高加重平均220円。小数点以下を四捨五入)、3ヶ月(終値単純平均213円、出来高加重平均213円。小数点以下を四捨五入)、6ヶ月(終値単純平均218円、出来高加重平均217円。小数点以下を四捨五入)の対象者株式の市場株価の終値単純平均値及び日々の出来高加重平均値の最大及び最小をレンジとして採用して算定されているとのことです。

DCF法では、エクイティキャッシュフロー法(株主に帰属するキャッシュ・フローを適正な資本コストで割引評価する方法)により、対象者の平成25年3月期から平成30年3月期までの事業計画及びその関連データを基礎として、同計画最終年度の水準が継続するものと仮定してキャッシュ・フローを算定し対象者株式価値が算定されているとのことです。なお、同事業計画には大幅な増減収及び増減益が

見込まれる年は含まれていないとのことです。その結果、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。

また、対象者は、虎ノ門監査法人による株価算定手法に関して、対象者の社外監査役2名より、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを踏まえれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、ないし従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、当社は本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、対象者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け価格について、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

### ③ 対象者における社外監査役からの少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が対象者の支配株主であること等を勘案して、対象者の社外監査役である市川彰弘氏（税理士）及び坂巻靖哲氏（公認会計士）の2名から、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書（平成25年2月6日付）を取得したとのことです。かかる意見書の概要は次のとおりとのことです。すなわち、①本公開買付価格の交渉経緯について、対象者の取締役6名のうち当社ないし当社グループ会社の役員を兼務している清水松生氏（㈱ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史氏（㈱ゲオホールディングス取締役兼務）、光安浩二氏（㈱ゲオディノス代表取締役兼務）、今井則幸氏（㈱ゲオ取締役兼務）の4名（清水松生氏、吉川恭史氏、光安浩二氏及び今井則幸氏を総称して、以下「兼務役員」といいます。）を排除して公正性が担保された非兼務取締役2名（石田満、植田季明）が交渉・検討を行ったことは妥当である、②虎ノ門監査法人による株価算定手法について、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを勘案すれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である、③対象者が平成24年10月25日付で公表した「第2四半期業績予想と実績との差異、通期業績予想の修正並びに特別損失計上に関するお知らせ」（以下「本下方修正開示」といいます。）について、本下方修正開示はその時期・内容ともに法令に従った適切なものであり、本下方修正開示は帳簿上過大に評価されていた対象者の企業価値を現実の企業価値に引き直した結果によるものであるもので、本下方修正開示を織り込んだ後の株価こそが適性株価であり、さらに、本下方修正開示前後の対象者の株価を分析した結果、本下方修正開示による対象者の株価下落インパクトは本公開買付けの開始までに十分な時間があることから市場において本下方修正開示を踏まえた対象者株式の取引が形成されており、本下方修正開示が本公開買付価格に不当な影響を与えたことは認められない、④本公開買付価格の妥当性担保に関して、比較的長期の本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）、対象者の買収防衛策の不導入、対象者と対抗的買収者との接触を禁じる等の取引保護条項の不存在を考慮すれば、本公開買付けは対抗的買収者の出現余地を残しており本公開買付価格の妥当性は担保されている、⑤利益相反の排除について、早期から当社及び対象者とは独立した弁護士からのリーガルアドバイスを得て最終的には同弁護士から本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書を取得し、本件決議を行った取締役会からは特別利害関係人が排除され、完全子会社化手続を実施する予定時期及びその対価が本公開買付価格と同等となる予定であることを明示することにより、少数株主に対する強圧性の問題も解決できている、そして結論として、⑥本公開買付価格は、その金額及び決定過程のいずれも、少数株主にとって不利益なものではなく保護の観点から見て妥当であり、本件決議の内容も少数株主にとって不利益なものでない保護の観点から見て妥当である、とする旨を内容とする意見書とのことです。

### ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者とは独立した森の風法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、森の風法律事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねたとのことです。また、森の風法律事務所より本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書（平成25年2月6日付）を受領したとのことです。



⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、当社から打診のあった本公開買付価格に関する対象者社内における検討及び当社との交渉は、利益相反を回避すべく、4名の兼務役員の関与を排除し、兼務役員でない対象者取締役である石田満氏と植田季明氏の2名が全て行ったとのこと。両取締役は、本公開買付け後の地位保障について当社と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して当社から利益供与を受けたこともないとのこと。なお、両取締役はそれぞれ対象者株式を20,620株（所有割合：0.19%）、33,800株（所有割合：0.32%）所有する少数株主（所有株式数の合計：54,420株、所有割合：0.51%）であり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う人選として妥当であると考えているとのこと。

本件決議を行うにあたっては、利益相反のある兼務役員の4名は審議・決議に加わっていないとのこと。そして、本件決議において、本公開買付けは、①対象者企業価値を向上させるものであること、②公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、③本公開買付価格及びその決定過程が妥当であることから判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役2名）の全員一致で決議したとのこと。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員（3名）が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。

⑥ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断の機会を確保しつつ、当社以外の者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておらず、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。ただし、下記の手続きの実施については、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募があり、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを実施の条件とします。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付すること、上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。また、当社は、上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該

端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別の種類の株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一の価格となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別の種類の株式の内容及び数は、本日現在未定であります。当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付する数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、上記③の本臨時株主総会決議に基づいて全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施までに時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しております。この場合における当該対象者の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格となるよう算定される予定です。上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催については、平成25年5月下旬頃を目処に開催される予定ですが、具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本公開買付けにおいて、163,100株以上の応募がなく、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上にならない場合には、当社は対象者株式の追加取得や上記の手続きを含む対象者との組織再編行為を行う予定はございません。

なお、対象者の本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社が本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募があり、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを条件として、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募がなく、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）に満たない場合には、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続は実行されず、対象者株式の上場は維持される予定です。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ウェアハウス	
② 所 在 地	東京都足立区保木間一丁目1番19号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清水 松生	
④ 事 業 内 容	レンタルビデオ・DVD・CD等レンタル事業及びアミューズメント施設運営事業	
⑤ 資 本 金	1,276,609千円(平成24年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和54年6月5日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成24年9月30日現在)	株式会社ジオホールディングス	60.21%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.98%
	佐藤 宏樹	1.87%
	加曾利 勉	1.71%
	田村 昭成	1.63%
	ウェアハウス従業員持株会	1.33%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.68%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	0.53%
	久保 敏志	0.35%
奥田 宏史	0.31%	
⑧ 当社と対象者の関係	資 本 関 係	当社は、対象者株式を6,460,200株(対象者の発行済株式総数10,728,000株に対する保有株式数の割合にして60.22%(小数点以下第三位を四捨五入))所有(議決権ベースでは65.03%)しております。
	人 的 関 係	当社の取締役及び当社子会社の(株)ジオディノスの取締役を兼任する清水松生、当社の取締役1名(吉川恭史)並びに当社子会社の取締役2名((株)ジオディノスの光安浩二及び(株)ジオの今井則幸)は、対象者の取締役を、それぞれ兼務しております。
	取 引 関 係	対象者は、当社との間で経営指導に関する契約を締結し、当社から経営指導を受けています。対象者は当社の完全子会社である(株)ジオとの間で経営管理・業務支援契約を締結して経営管理・情報管理の支援を受けるとともに、商標等の使用承諾・商品仕入れ等にかかる契約を締結して取引を行っております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成25年2月7日（木曜日）
公開買付開始公告日	平成25年2月8日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公開買付届出書提出日	平成25年2月8日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成25年2月8日（金曜日）から平成25年3月25日（月曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金300円

② 新株予約権

平成20年3月27日開催の対象者定時株主総会及び平成20年4月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月4日付けでみずほ証券から株式価値算定書を受領しました。当社は、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーの選定にあたっては、当該業務取扱実績も勘案して決定しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法によって対象者の株式価値の算定を行いました。当該各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	213円から221円
DCF法	256円から361円
類似会社比較法	284円から389円

市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値（221円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（221円。小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（213円。小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（218円。小数点以下を四捨五入）を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでおりません。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと分析しております。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付け価格について検討し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付け価格を1株当たり300円と決定いたしました。なお、平成22年公開買付け価格（410円）と本公開買付け価格（300円）との差額（110円）につきましては、対象者株式の東京証券取引所市場における株価水準が変動したこと（平成22年公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値が327円であったところ、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値は220円）に加えて、公開買付け価格に対するプレミアム水準（平成22年公開買付け価格（410円）の当該公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値327円に対するプレミアムが25.38%（小数点以下第三位を四捨五入）であったところ、本公開買付け価格（300円）の当該公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値220円に対するプレミアムは36.36%（小数点以下第三位を四捨五入））に相違があること、また、みずほ証券から本公開買付けにおいて取得した対象者株式に関する株式価値算定書を反映したことにより生じたものとなります。

なお、本公開買付け価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値（220円）に対して36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（221円）に対して35.75%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年11月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（213円）に対して40.85%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成24年8月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（218円）に対して37.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

#### (b) 新株予約権

本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。

#### ② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

昨今の経済状況につきましては、依然として消費者の生活防衛意識の高まりや節約志向は続いており、消費を取り巻く環境は厳しさが増しております。さらに、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小等の環境変化から、主要客層の獲得のため、消費者の新たなニーズへの対応が必要となっています。

このような状況の中、今後、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要である状況となりました。当社は、当社グループが提供する商品やサービス、店舗網を活かし、消費者のニーズを捉えた営業施策を実施していくことが最重要課題であるとの認識のもと、対象者との統合の必要性について検証を重ねました。そして、当社と対象者が統合した場合には、当社グループの店舗網がこれまで中部地方を中心とした展開となっており、関東地方における基盤が比較的手薄であったところ、従来から関東地方において一定の店舗網を構築してきた対象者との協業を図れることにつながり、相互に地理的補完ができるようになり、両者の知名度向上に寄与するメリットが大きいとの考えを持つに至り、平成24年12月頃から本公開買付けについて対象者と協議・

検討を開始しました。その結果、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、店舗運営面を中心に、対象者との情報共有を一層強化し、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行える体制を整え、当社と対象者が一体となって、柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが不可欠であるとの認識に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような戦略を迅速に意思決定して実施していくためには、当社が対象者の全株式を取得する方法により、対象者を当社の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に達しました。

また、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な関係を構築することで、人材の再配置や業務の分担をグループ全体で考慮できることによる人材効率化に加え、適正な資金配分によるグループ全体での有利子負債の圧縮による費用負担の軽減が見込まれます。更には、当社グループの事業セグメントの見直しによる、機動的な再編も選択肢に加えうるものと考えます。

以上を踏まえ、本公開買付けを実施することが当社グループの収益力強化に繋がるとの結論に至り、最終的に平成25年2月7日開催の当社取締役会において対象者を完全子会社化することを目的とする本公開買付けの実施を決議いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置)

対象者が当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

(a) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月4日付けでみずほ証券から株式価値算定書を受領しました。当社は、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーの選定にあたっては、当該業務取扱実績も勘案して決定しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法によって対象者の株式価値の算定を行いました。当該各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	213円から221円
DCF法	256円から361円
類似会社比較法	284円から389円

市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値（221円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（221円。小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（213円。小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（218円。小数点以下を四捨五入）を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでおりません。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと分析しております。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付け価格について検討し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付け価格を1株当たり300円と決定いたしました。なお、平成22年公開買付け価格(410円)と本公開買付け価格(300円)との差額(110円)につきましては、対象者株式の東京証券取引所市場における株価水準が変動したこと(平成22年公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値が327円であったところ、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値は220円)に加えて、公開買付け価格に対するプレミアム水準(平成22年公開買付け価格(410円)の当該公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値327円に対するプレミアムが25.38%(小数点以下第三位を四捨五入)であったところ、本公開買付け価格(300円)の当該公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値220円に対するプレミアムは36.36%(小数点以下第三位を四捨五入))に相違があること、また、みずほ証券から本公開買付けにおいて取得した対象者株式に関する株式価値算定書を反映したことにより生じたものとなります。

なお、本公開買付け価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値(220円)に対して36.36%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成25年1月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(221円)に対して35.75%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年11月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(213円)に対して40.85%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成24年8月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(218円)に対して37.61%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

#### (ii) 新株予約権

本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、対象者の従業員であることを要する(ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。)とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付け価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。

#### (b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である虎ノ門監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月6日付で虎ノ門監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです(なお、対象者は、虎ノ門監査法人からは本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです)。なお、虎ノ門監査法人は、対象者が提出した事業計画に基づき、市場株価法、DCF法の各種法を用いて分析を行い、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値算定として示されているとのことです。

市場株価法では、算定基準日を平成25年2月6日、算定期間を平成24年8月7日から平成25年2月6日までの6ヶ月間とし、過去1ヶ月(終値単純平均221円、出来高加重平均220円。小数点以下を四捨五入)、3ヶ月(終値単純平均213円、出来高加重平均213円。小数点以下を四捨五入)、6ヶ月(終値単純平均218円、出来高加重平均217円。小数点以下を四捨五入)の対象者株式の市場株価の終値単純平均値及び日々の出来高加重平均値の最大及び最小をレンジとして採用して算定されているとのことです。

DCF法では、エクイティキャッシュフロー法(株主に帰属するキャッシュ・フローを適正な資本コストで割引評価する方法)により、対象者の平成25年3月期から平成30年3月期までの事業計画及びその関連データを基礎として、同計画最終年度の水準が継続するものと仮定してキャッシュ・フローを算定し対象者株式価値が算定されているとのことです。なお、同事業計画には大幅

な増減収及び増減益が見込まれる年は含まれていないとのことです。その結果、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。

また、対象者は、虎ノ門監査法人による株価算定手法に関して、対象者の社外監査役2名より、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを踏まえれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、ないし従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、当社は本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、対象者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け価格について、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

(c) 対象者における社外監査役からの少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が対象者の支配株主であること等を勘案して、対象者の社外監査役である市川彰弘氏（税理士）及び坂巻靖哲氏（公認会計士）の2名から、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書（平成25年2月6日付）を取得したとのことです。かかる意見書の概要は次のとおりとのことです。すなわち、①本公開買付価格の交渉経緯について、対象者の取締役6名のうち当社ないし当社グループ会社の兼務役員を排除して公正性が担保された非兼務取締役2名（石田満、植田季明）が交渉・検討を行ったことは妥当である、②虎ノ門監査法人による株価算定手法について、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを勘案すれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である、③対象者が平成24年10月25日付で公表した本下方修正開示について、本下方修正開示はその時期・内容ともに法令に従った適切なものであり、本下方修正開示は帳簿上過大に評価されていた対象者の企業価値を現実の企業価値に引き直した結果によるものであるもので、本下方修正開示を織り込んだ後の株価こそが適性株価であり、さらに、本下方修正開示前後の対象者の株価を分析した結果、本下方修正開示による対象者の株価下落インパクトは本公開買付けの開始までに十分な時間があることから市場において本下方修正開示を踏まえた対象者株式の取引が形成されており、本下方修正開示が本公開買付価格に不当な影響を与えたことは認められない、④本公開買付価格の妥当性担保に関して、比較的長期の公開買付期間、対象者の買収防衛策の不導入、対象者と対抗的買収者との接触を禁じる等の取引保護条項の不存在を考慮すれば、本公開買付けは対抗的買収者の出現余地を残しており本公開買付価格の妥当性は担保されている、⑤利益相反の排除について、早期から当社及び対象者とは独立した弁護士からのリーガルアドバイスを得て最終的には同弁護士から本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書を取得し、本件決議を行った取締役会からは特別利害関係人が排除され、完全子会社化手続を実施する予定時期及びその対価が本公開買付価格と同等となる予定であることを明示することにより、少数株主に対する強圧性の問題も解決できている、そして結論として、⑥本公開買付価格は、その金額及び決定過程のいずれも、少数株主にとって不利益なものではなく保護の観点から見て妥当であり、本件決議の内容も少数株主にとって不利益なものでない保護の観点から見て妥当である、とする旨を内容とする意見書とのことです。

(d) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者とは独立した森の風法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、森の風法律事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねたとのことです。また、森の風法律事務所より本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書（平成25年2月6日付）を受領したとのことです。

(e) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認



対象者プレスリリースによれば、当社から打診のあった本公開買付価格に関する対象者社内における検討及び当社との交渉は、利益相反を回避すべく、4名の兼務役員の関与を排除し、兼務役員でない対象者取締役である石田満氏と植田季明氏の2名が全て行ったとのこと。両取締役は、本公開買付け後の地位保障について当社と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して当社から利益供与を受けたこともないとのこと。なお、両取締役はそれぞれ対象者株式を20,620株（所有割合：0.19%）、33,800株（所有割合：0.32%）所有する少数株主（所有株式数の合計：54,420株、所有割合：0.51%）であり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う人選として妥当であると考えているとのこと。

本件決議を行うにあたっては、利益相反のある兼務役員の4名は審議・決議に加わっていないとのこと。そして、本件決議において、本公開買付けは、①対象者企業価値を向上させるものであること、②公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、③本公開買付価格及びその決定過程が妥当であることから判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役2名）の全員一致で決議したとのこと。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員（3名）が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(f) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断の機会を確保しつつ、当社以外の者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておらず、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,474,744 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注3) 買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の最大の数（3,474,744株）を記載しています。

これは、①対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（10,728,000株）から、②同日現在の対象者が所有する自己株式数（805,056株）及び本日現在における当社が所有する対象者株式の数（6,460,200株）を控除した株式数に、③対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（180個）の目的となる対象者株式の数（18,000株）から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数（6,000株）を控除した数（12,000

株)を加算した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	64,602 個	(買付け等前における株券等所有割合 65.03%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	34,747 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	99,218 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (3,474,744株) に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等 (ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者 (小規模所有者) に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。

ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数 99,218 個に、対象者の上記四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の単元未満株式数 (1,200株) から、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が所有する単元未満自己株式数 (56株) を控除した 1,144 株に係る議決権の数 (11 個) 及び対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権 (180 個) の目的となる対象者株式の数 (18,000株) から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権 60 個の目的となる対象者株式の数 (6,000株) を控除した数 (12,000株) に係る議決権の数 (120 個) を加算した議決権の数 99,349 個を分母として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,042 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (3,474,744株) に、1株当たりの買付価格 (300円) を乗じた金額を記載しています。なお、買付代金については全額自己資金で賄う予定です。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

- ② 決済の開始日  
平成 25 年 3 月 28 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記 (9)「その他買付け等の条件及び方法」の①「法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びブないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開

買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「（8）決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日  
平成25年2月8日（金曜日）

(11) 公開買付代理人  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成25年3月期第3四半期決算短信

対象者は、東京証券取引所において、平成25年1月24日に「平成25年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成25年3月期第3四半期決算短信の概要 損益の状況

会計期間	平成25年3月期 第3四半期累計期間
売上高	6,676,778千円
売上原価	3,058,368千円
販売費及び一般管理費	3,700,484千円
営業外収益	14,797千円
営業外費用	30,596千円
四半期純損失	2,978,266千円

1株当たりの状況

会計期間	平成25年3月期 第3四半期累計期間
1株当たり四半期純損失	300.14円

1 株当たり配当額	—円
-----------	----

対象者によれば、対象者は、公開買付期間中の平成25年2月14日に、第34期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定とのことです。

② 株主優待制度の廃止

対象者は、平成25年2月7日に「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、株主優待制度を廃止する旨を決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

以上